令和6年1月9日



板橋区高齢者保健福祉·介護保険事業計画2026 概要版





第1章 総論

1 背景

少子高齢化が急速に進行し、将来的に生産年齢人口の減少が見込まれるなかで、地域社会を取り巻く環境は変化し、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加と社会的孤立、医療・介護職の人材不足など、数多くの課題が複雑化・複合化しています。

これまで板橋区(以下「区」という。)では、国が掲げる地域包括ケアシステム¹を中核として、シニア活動支援なども独自に加えた板橋区版<u>AIP²</u>を構築し、様々な取組を推進してきましたが、複雑化・複合化した課題に対応していくためには、板橋区版AIPを更に深化・推進していくとともに、令和22(2040)年を見据えた、介護サービスの基盤整備や介護人材の確保といった取組を進めていくことが必要です。

「板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画 2026(以下「本計画」という。)」では、ポストコロナ時代における高齢者の社会生活の変化や国の指針等を踏まえ、区における今後3年間の高齢者福祉施策及び介護保険事業について取り組むべき事項を定めるとともに、国際社会共通の目標であるSDGs(持続可能な開発目標)の実現に向け、多様な主体による「パートナーシップ」の推進を加速させることにより、「高齢者の福祉・介護の充実と豊かな健康長寿社会の実現」をめざします。

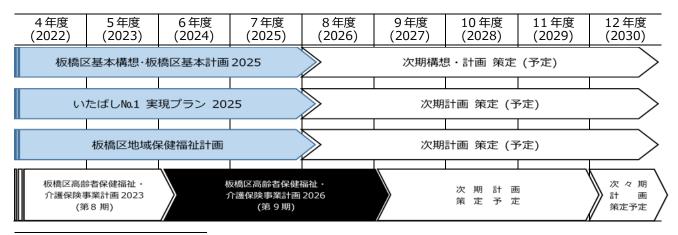
2 計画の位置づけ

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8の規定、介護保険事業計画は、介護保険法(平成9年法律第123号)第117条の規定を根拠として定めるものです。二つの計画は根拠となる法律は異なるものの、地域での高齢者の自立した生活を支えるという目的を共有していることから、一体的な計画として策定します。

なお、区では、本計画と成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条で規定する市町 村の基本計画である板橋区成年後見制度利用促進基本計画を併せて策定します。

3 計画期間

令和6 (2024) 年度から令和8 (2026) 年度までの3年間を計画期間として、高齢者保健福祉計画と第9期介護保険事業計画を一体的に定めます。



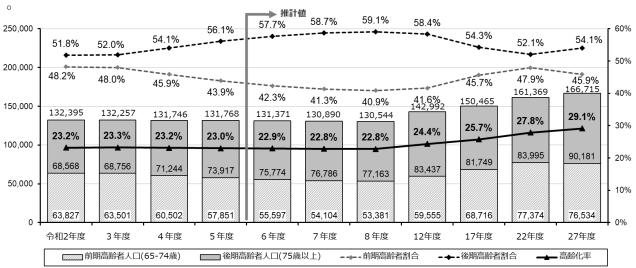
¹地域包括ケアシステム:地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)第2条第1項)

²AIP (Aging in Place エイジング イン プレイス): 年を重ねても安心して住み慣れたまちに住み続けるという意味 (出典:東京大学高齢社会総合研究機構「地域包括ケアのすすめ」)

第2章 板橋区の高齢者等を取り巻く状況

1 高齢者人口の推移・将来推計

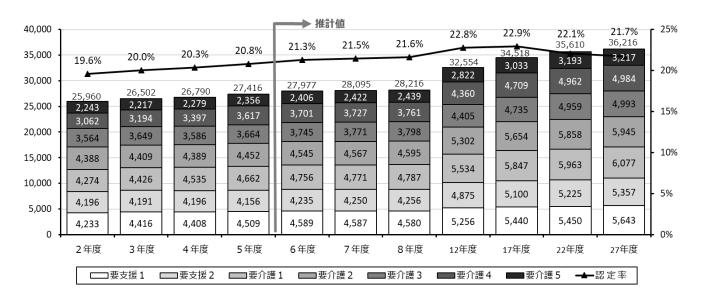
区の高齢者人口(65歳以上)は、令和2 (2020) 年度は132,395人、令和5 (2023) 年度には131,768人となり、若干の減少が見られますが、後期高齢者人口は令和2 (2020) 年度は68,568人、令和5 (2023) 年度には73,917人となり、3年間で約7.8%増加しています。



- ※令和2 (2020) ~令和5 (2023) 年度は各年度 10月1日現在、令和6 (2024) 年度以降は推計値
- ※令和6(2024)~令和8(2026)は、住民基本台帳人口を基にした、コーホート変化率法で算出している。
 - ※令和 12(2030)〜令和 27(2045)年度は、平成 30(2018)年度改定の「板橋区人口ビジョン(2020 年〜2045 年)」 より引用している。
- ※前期高齢者人口は65歳以上75歳未満の人口を、後期高齢者人口は75歳以上の人口を表す。

2 要介護(要支援)度別認定者数の推移・将来推計

要介護(要支援)認定者数については、後期高齢者人口と同様に増加傾向にあります。 令和2 (2020)年度は25,960人、令和5 (2023)年度には27,416人となり、この間、約5.6%増加しています。推計では、令和7 (2025)年度の認定者数は28,095人、認定率は21.5%に上昇し、その後も要介護(要支援)認定者数の増加が見込まれています。



※令和2(2020)~令和5(2023)年度は各年度9月末時点の実数、令和6(2024)年度以降は推計値

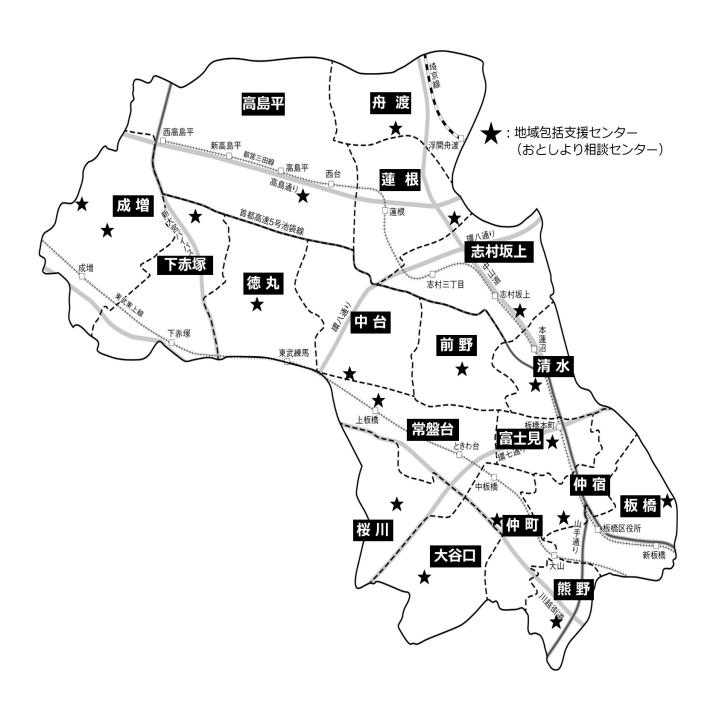
※認定者数は、第1号被保険者のみ(第2号被保険者数は含まず)

※認定率:認定者数(第1号被保険者のみ)÷高齢者数(65歳以上人口)

3 日常生活圏域

「日常生活圏域」とは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件等を総合的に勘案して、保険者が定める区域をいい、厚生労働省によると、地域包括ケアシステムは、概ね30分以内に必要なサービスが提供される「日常生活圏域」を単位として想定されており、地域の多様な主体が自主的・主体的に地域の特性に応じてつくり上げていくものとされています。

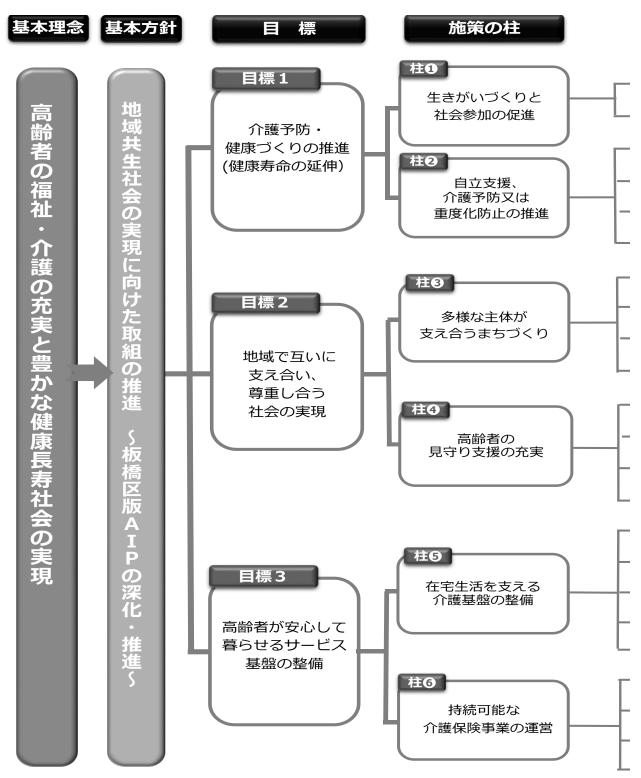
区では、区内に 18 か所ある地域センターの管轄区域を区の計画や施策の地理的区分としています。様々な地域活動も概ねこの地域センター管轄区域を単位として行われていることから、「日常生活圏域」も 18 区域に設定して、各圏域における住民の主体的な活動を推進するとともに、相談体制や介護基盤の整備などを進めています。



基本理念

高齢者の福祉・介護の充実と豊かな健康長寿社会の実現

「板橋区基本構想」がめざす福祉・介護、健康分野のビジョンを実現するため、 前計画に引き続き、基本理念を「高齢者の福祉・介護の充実と豊かな健康長寿社会 の実現」と定めました。



基本方針

地域共生社会の実現に向けた取組の推進 〜板橋区版AIPの深化・推進〜

板橋区版AIPの

重点分野

板橋区版AIPの主な取組と関連施策

	P.96 AIP 6	
高齢者の就業支援(シニア世代活動支援プロジェクトの推進)	P.97 AIP 6	1.総合事業/ 生活支援体制
住民主体のサービス(介護予防・生活支援サービス事業)	P.63 AIP 1	整備事業
地域リハビリテーション活動支援事業(一般介護予防事業)	P.63 AIP 1	
リハビリテーション専門職による住民主体型介護予防事業 (一般介護予防事業)	P.64 AIP 1	2. 医療・
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	P.71 AIP 2	介護連携
生活支援体制整備事業	P.65 AIP 1	
板橋区認知症支援連絡会、認知症フレンドリー協議会、 東京都健康長寿医療センターとの連携強化	P.76 AIP3	3. 認知症施策
地域包括支援センター(おとしより相談センター)の機能強化	P.85 AIP5	
成年後見制度利用促進(板橋区成年後見制度利用促進基本計画)	P.133 成年後見	
認知症サポーター・チームオレンジ等活動支援	P.75 AIP 3	4. 住まいと
高齢者見守り調査事業	P.79 AIP4	住まい方
緊急通報システム事業	P.80 AIP4	
見守り地域づくり協定	P.80 AIP 4	
療養相談室	P.69 AIP 2	5. 基盤整備
医療・介護連携情報共有システム	P.69 AIP 2	
多職種による会議・研修	P.70 AIP 2	
地域密着型サービスの整備	P.83 AIP 5	6. シニア 活動支援
(再掲) 地域包括支援センター(おとしより相談センター) の機能強化	P.85 AIP 5	
(再掲) 住民主体のサービス (介護予防・生活支援サービス事業)	P.63 AIP1	
(再掲) 地域密着型サービスの整備	P.83 AIP 5	7. 啓発・広報
介護人材の確保・育成・定着支援と介護現場の負担軽減	P.87 AIP 5	7 1 275 12471
介護給付適正化に向けた取組	P.91 AIP 5	

第4章 施策の展開

1 板橋区版AIP

本計画期間においては、特に重点的に取り組む必要がある事業を整理し、7つの重点分野で事業を展開していきます。前計画において、その他関連施策等として位置付けていた施策(高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施、介護人材の確保・育成・定着支援と介護現場の負担軽減、介護給付適正化に向けた取組)を7つの重点分野項目に組み込み、板橋区版AIPと一体的に取り組んでいきます。

《板橋区版 AIP のライフステージごとの主な施策》 【総合事業/生活支援体制整備事業】 ○一般介護予防事業 ○生活支援体制整備事業 ○介護予防・生活支援サービス事業 【医療・介護連携】 ○療養相談室 ○多職種による会議・研修 ○医療・介護連携情報共有システム 等 【認知症施策*】 ○認知症サポーター・チームオレンジ等活動支援 ○板橋区認知症支援連絡会、認知症フレンドリー協議会、 東京都健康長寿医療センターとの連携強化 等 【住まいと住まい方】 ○見守り体制の拡充、民間賃貸住宅における居住支援 ○サービス付き高齢者向け住宅、都市型軽費老人ホーム ○高齢者住宅設備改修費助成事業 等 【シニア活動支援】 【基盤整備】 ○シニア世代の社会参加・活動支援(フレイル予防) ○地域密着型サービスの整備 ○高齢者の就業支援 ○介護人材の確保・育成・定着 ○ふれあい館 支援と介護現場の負担軽減 【基盤整備】 ○地域包括支援センターの機能強化 健康 認知機能障害 要支援・要介護状態 前虚弱 虚弱 (プレフレイル) (フレイル) (MCI) 虚弱度 ※認知症については認知機能の低下度合い

重点分野1

総合事業/生活支援体制整備事業

事業数:16

●総合事業

高齢化が進展していく中で、予防・健康づくりの強化による健康寿命の延伸を実現させるため、 総合事業の充実を図り、地域住民等の多様な主体がお互いに助け合い、支え合う地域づくりを進め ていきます。また、保健事業との連携を踏まえ、医療専門職による通いの場等への積極的関与等を 図りながら実施していきます。

(介護予防・生活支援サービス事業) 住民主体のサービス

重点事業

(一般介護予防事業) 地域リハビリテーション活動支援事業

(一般介護予防事業) リハビリテーション専門職による住民主体型介護予防事業

●生活支援体制整備事業

地域住民が主体となり地域の情報や課題を共有することで、地域における助け合い・支え合いの 活動を推進していく生活支援体制整備事業を通して、地域住民が地域ニーズや地域資源を把握し、 支え合いの地域づくりを進めていきます。

重点事業 生活支援体制整備事業

重点分野2 医療・介護連携

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるためには、地 域の医療・介護の関係団体が連携して包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供するため の連携体制を構築することが重要です。そのため、地域の実情に応じて、取組内容の充実を図りつ つ、デジタル技術を活用した医療・介護情報基盤の整備や地域包括ケア「見える化」システム等の データを活用し、PDCAサイクルに沿った取組を推進していきます。

療養相談室

重点事業|医療・介護連携情報共有システム

多職種による会議・研修

●関連施策

・ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

重点分野3 認知症施策

事業数:11

事業数:5

令和7(2025)年には、高齢者の約5人に1人が認知症になると推計されるなど、認知症は誰で もかかる可能性があるものとして、家族や身近な人が認知症になることなども含め、多くの人にと って身近なものとなっています。国のめざす「共生社会」及び「認知症になっても、自らの権利や 意思が尊重され、能力を発揮し、希望を持って暮らし続けることができる社会(=認知症フレンド リー社会)」の実現に向けて取り組んでいきます。

認知症サポーター・チームオレンジ等活動支援

重点事業

板橋区認知症支援連絡会、認知症フレンドリー協議会、東京都健康長寿医療センター との連携強化

重点分野4 住まいと住まい方

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えることで、孤立する高齢者や認知症高齢者も増えています。高齢者が自宅で安心して暮らしていける支援体制の充実に向け、重層的かつ持続可能な支援体制の構築に取り組んでいきます。更に、高齢者の住まいの安定確保を図る施策との連携の観点から、高齢者向け住まいについても、東京都などと連携を取りながら、検討を行っていきます。

事業数:13

事業数:10

事業数:3

高齢者見守り調査事業

重点事業

緊急通報システム事業

見守り地域づくり協定

重点分野 5 基盤整備

●地域密着型サービスの整備

区内全域で必要な介護サービスが受けられるよう、施設の整備と利用促進に向けた取組を一体的に推進するとともに、要介護度が高い方や医療ニーズがある方の在宅生活を支援するため、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を、未整備の圏域を中心に取り組んでいきます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重点事業

小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護

認知症対応型共同生活介護

●地域包括支援センター(おとしより相談センター)の機能強化

高齢者福祉の地域拠点である地域包括支援センターは、板橋区版AIPを推進するうえで重要な 基盤となり、支援力などサービスの質の向上が常に求められています。そのため、運営体制の整備 や質の向上に継続して取り組みます。

重点事業 地域包括支援センター(おとしより相談センター)の機能強化

- ●関連施策
- 介護人材の確保・育成・定着支援と介護現場の負担軽減
- ・介護給付適正化に向けた取組

重点分野6 シニア活動支援

高齢期に元気に暮らすためには、健康寿命を延伸することが重要であり、老後になってからの介護予防・健康増進の取組だけでなく、現役時代からフレイル予防に取り組むとともに、外出などの機会を持ち続けることが大切です。そこで区は、社会活動の場を提供し、ライフステージに合わせた健康づくりや生きがいづくりを促進します。また、就労意欲をもつ高齢者の多様化するニーズに対応し、ニーズの高い職種等の開拓を行うことで、高齢者と希望職種とのマッチングを行っていき

重点事業

ます。

シニア世代の社会参加・活動支援(シニア世代活動支援プロジェクトの推進)

高齢者の就業支援(シニア世代活動支援プロジェクトの推進)

重点分野7 啓発・広報 事業数:1

「板橋区版AIP」がめざす、"年を重ねても安心して住み慣れたまち(地域)に住み続ける" という理念を実現するためには、区民の方々一人ひとりが在宅医療や介護、住まい、介護予防、生活支援等について理解し、「自分ができること」や「地域で取り組むこと」について考え、実践することが重要です。引き続き周知・広報に努めていくとともに、SNSの活用など新たな機会を捉えて普及・啓発を進めていきます。

重点事業 区民への周知

2 災害や感染症に対する備え

災害の発生時において、安心・安全に生活し続けるためには、有事の際の対応について、 事前の準備を図っておく必要があります。

そのため、個別避難計画作成の推進、業務継続計画(BCP)の整備・充実や、情報提供体制の確保などの支援体制の構築に取り組んでいきます。

また、感染症の発生時には、介護サービス事業所の感染防止対策への支援に迅速に取り組んでいくとともに、平常時より、介護サービス事業所との連携を取りながら、有益な情報提供や研修の実施など、状況に応じた支援を行っていきます。

第5章 介護保険サービスの見込みと保険料の算定

1 介護保険サービス・事業費の見込み

本計画期間の介護保険事業費の見込額については、要介護(要支援)認定者数の増加や 令和6 (2024) 年度の介護報酬改定などを踏まえ、下表のとおり、推計しています。

推計の結果、本計画期間の介護保険サービス事業費合計額は、前計画期間の事業費合 計額と比較し、約●●億円の増加が見込まれます。

(単位:千円)

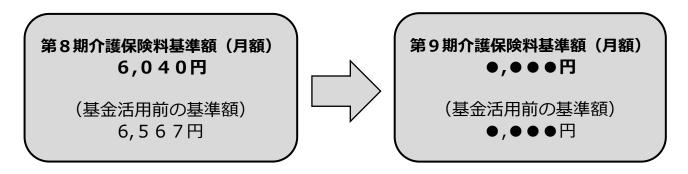
	年 度	6年度	7年度	8年度	合 計
総	給付費(A)				
	介護サービス給付費	_			
	介護予防サービス給付費				
特	定入所者介護サービス費等給付額(B)				
高	額介護サービス費等給付額(C)	調整中			
審	查支払手数料(D)				
	標準給付費見込額(A+B+C+D)				
地	域支援事業費(E)				
	介護予防・日常生活支援総合事業費				
	包括的支援事業費・任意事業費				
	合 計(A+B+C+D+E)		, ,	, ,	. , ,

2 保険料 (第1号被保険者)

本計画期間に必要とされる介護保険事業費の●,●●●億円に対して、第1号被保険者の負担割合である23%を乗じた約●●●億円が、第1号被保険者の保険料負担額となります。

この負担額から介護給付費準備基金の活用額を控除し、第1号被保険者(65歳以上)数で割り返した額が本計画期間における介護保険料基準額となります。

本計画期間では、●●●億円の介護給付費準備基金を活用することで、●●●円の介護保険料基準額の上昇を抑えました。



介護保険事業費と保険料基準額の推移



第9期(令和6年度~令和8年度)の所得段階別介護保険料(案)

(単位:円)

(2040年)

(2030年)

段階	対象者	料率	年額保険料
----	-----	----	-------

調整中

す。

第6章 板橋区成年後見制度利用促進基本計画 2026

1 計画策定の背景

成年後見制度は、認知症や障がいなどの理由で判断能力が不十分な方の権利を守るため、 その方に代わり、契約や財産管理などを行う成年後見人等(成年後見人、保佐人、補助人) を選任する法的な制度で、平成12(2000)年4月1日から開始されました。

平成28 (2016) 年5月施行の成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)及び平成29 (2017) 年3月閣議決定の「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、区は、成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

成年後見制度は、権利擁護を担う制度の一つであり、SDGsの「誰一人取り残さない」という理念にも通じるものです。支援が必要な方が安心して生活を送ることができるよう、「板橋区成年後見制度利用促進基本計画2026」を策定し、認知症高齢者や障がい者の権利擁護支援と成年後見制度の利用促進に向けた取組を推進していきます。

2 計画の位置づけ

「板橋区成年後見制度利用促進基本計画 2026」は、成年後見制度の利用の促進に関する 法律第 14 条に規定する区における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基 本的な計画に相当し、他の個別計画との連携・調整を図っていきます。

3 計画期間

令和6 (2024) 年度から令和8 (2026)年度までの3年間を計画期間とします。

4 計画の対象

「板橋区成年後見制度利用促進基本計画 2026」は、認知症高齢者や障がい者など成年後 見制度を必要とする全ての区民を対象とします。

5 施策の展開

3つの施策目標を定め、それぞれの目標ごとの取組について振り返りを行うとともに、 国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえつつ、引き続き、中核機関の機能 強化等に取り組んでいきます。

目標 1 利用者が安心できる制度の運用

判断能力が不十分となった時にサポートを受けられる仕組みが成年後見制度であり、その支援を必要とする方にとって、使いやすく、身近な制度であることが重要です。制度の利用につながる相談対応の充実や親族等による申立ての支援と後見人等支援、区長による申立ての適切な実施と制度利用支援事業の推進など、本人にとって使いやすく、望ましい制度の運用に取り組みます。

- ① 相談対応の充実(区・権利擁護いたばしサポートセンター)
- ② | 親族等による申立ての支援と後見人等支援(権利擁護いたばしサポートセンター)
- ③ 区長による申立ての適切な実施と制度利用支援事業の推進(区)

目標2 地域連携の仕組みづくり

成年後見制度は必要とする方の本人らしい生活を守るための制度です。後見人等は本人の意思を 最大限に尊重する必要がありますが、本人の意思を判断することが難しい場合には、本人の身近な 支援者であるケアマネジャー等を含めた「権利擁護支援チーム」による意思決定支援が重要です。 そのため、「権利擁護支援チーム」による意思決定支援や課題の検討、連携強化・協力体制の構築 を目的とした会議(協議会)について検討していきます。

また、成年後見制度の需要に対応していくためには、多様な主体が後見事務等の担い手として存在している必要があります。そのため、研修の実施を通して後方支援を行うとともに、養成の取組について検討していきます。

- ① 権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築(区・権利擁護いたばしサポートセンター)
- ② 後見人等の担い手の確保(権利擁護いたばしサポートセンター)

目標3 制度への理解促進

成年後見制度を必要とする方がいても、本人や親族、福祉関係者等が制度について知らない、理解が十分でない、利用に対して不安があるなどの理由から、制度利用につながらず、尊厳のある本人らしい生活を継続できないことが懸念されています。同制度の理解を進めるため、多様な広報事業を通して、制度の周知と正しい理解の促進強化を図るとともに、区民生活における制度の定着を推進していきます。

① 区民及び支援関係者への普及啓発(区・権利擁護いたばしサポートセンター)

板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画 2026 概要版

編集 板橋区健康生きがい部介護保険課

〒173-8501 板橋区板橋二丁目 66 番 1 号

TEL 03-3579-2357 FAX 03-3579-3402

kaigo@city.itabashi.tokyo.jp

令和6年3月発行

刊行物番号 R05-



板橋区 〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号 URL https://www.city.itabashi.tokyo.jp/